

発注関係事務の運用に関する指針の全体構成

参考2

○ 運用指針の関係資料は、「①指針本文」「②解説資料」「③その他要領」により構成

資料	策定者	法令上の位置付け	作成目的	内容
①指針本文	国 〔関係省庁 申合せ〕	品確法（第22条） 及び 基本方針 （閣議決定）	・発注者の支援 〔 ・発注関係事務の実施状況について、 定期的に調査（結果はとりまとめ公表） 〕	・入札及び契約の方法の選択 その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用
②解説資料	関係省庁 連絡会議 事務局 （国土交通省）	「①指針本文」に 位置付け 〔各発注者が適宜参照 ↓ 発注関係事務の 適切な実施に努力〕	・指針本文の理解・活用の促進 ・指針本文に位置付けられた取組事項について実務面での参考とする （内容については、機動的に見直し）	・指針本文に位置付けられた取組事項の具体事例や既存の要領等による解説 ・取組事項について実務面での参考となる事項
③その他要領	各省庁 〔必要に応じて 適宜策定〕	「①指針本文」に 位置付け 〔各発注者が適宜参照 ↓ 発注関係事務の 適切な実施に努力〕	・指針本文に位置付けられた取組事項について実務面での参考とする （内容については、機動的に見直し）	・指針本文に位置付けられた取組事項について実務面での参考となる事項